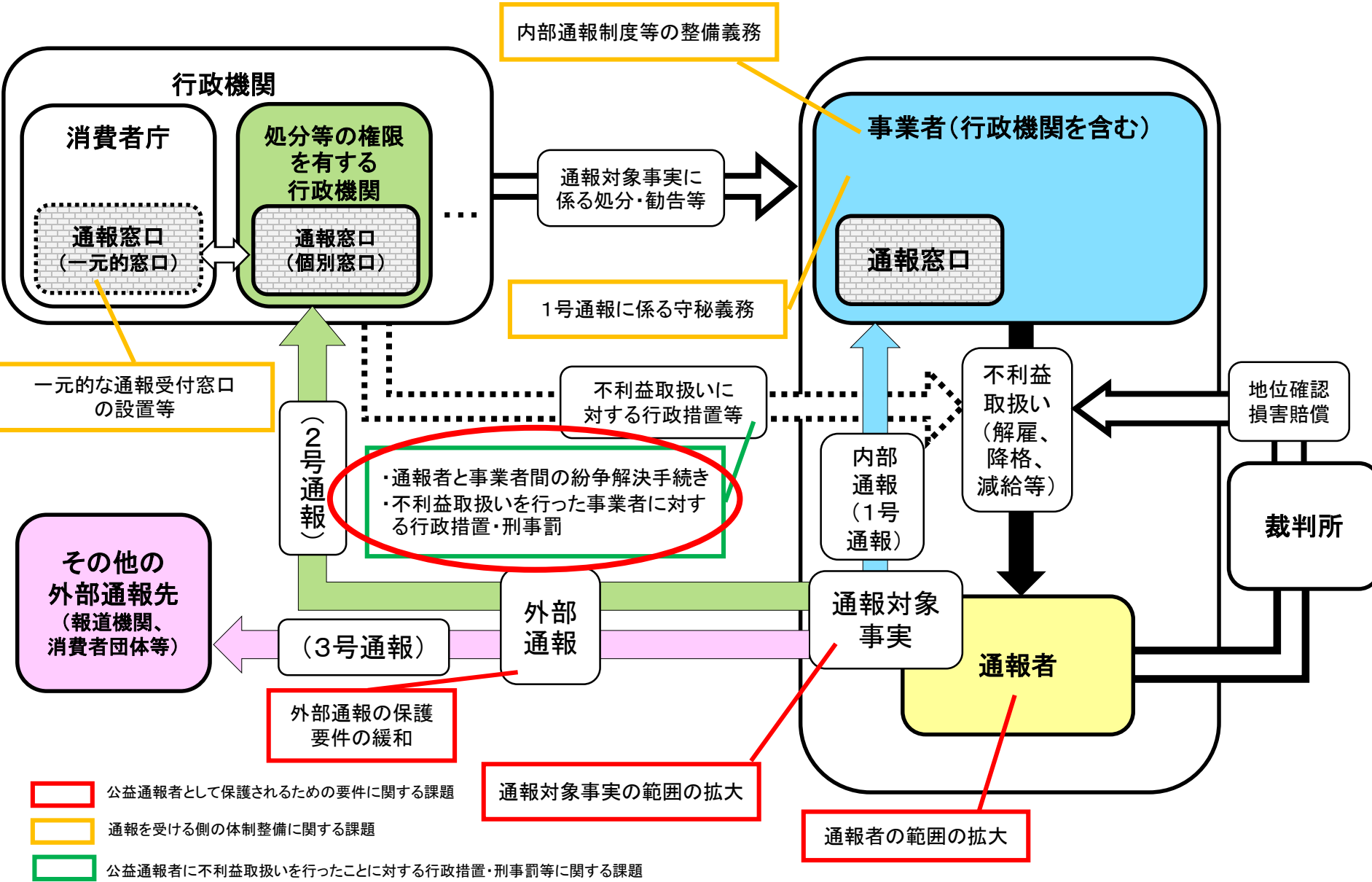


主な課題例のイメージ図



- 公益通報者として保護されるための要件に関する課題
- 通報を受ける側の体制整備に関する課題
- 公益通報者に不利益取扱いを行ったことに対する行政措置・刑事罰等に関する課題

不利益取扱いに対する行政対応・刑事罰①

現行法の規定：法令違反についての通報等を理由とした不利益取扱い全般に対する行政措置や罰則は存在しない。

| 通報等の主体 | 紛争解決手続き | | 行政措置 | 罰則 |
|---------|-------------------------------|----------------------|--|---------------------------------------|
| | 行政機関 | 裁判所 | | |
| 労働者 | (労働局での相談、助言・指導、あっせん等) 注1 | 調停 労働審判 訴訟 | 一部の個別法で勧告等を定めるものあり (男女雇用機会均等法注3等) | 一部の個別法で罰則を定めるものあり (労働基準法、原子炉等規制法等) |
| 退職者 | (労働局での相談、助言・指導、あっせん等) 注1,2 | 調停 (労働審判)注2 訴訟 | なし | なし |
| 役員等 | なし | 調停 訴訟 | なし | なし |
| 取引先等事業者 | なし | 調停 訴訟 | 一部の個別法で勧告等を定めるものあり (下請法・消費税転嫁対策特措法) | なし |

注1 相談等があれば、個別労働紛争解決促進法による手続で事実上対応していることがある。なお、個別労働紛争解決促進法の助言・指導及びあっせんは、個別法に基づく行政措置の対象となる法違反に関する紛争については、対象としていない。

注2 利用できるのは、未払賃金・退職金等の労働関係に関する事項についての紛争に限られる。

注3 同法では、同法に基づく紛争解決援助又は調停を申請したことを理由とする不利益取扱いについて、行政措置が定められている。

不利益取扱いに対する行政対応・刑事罰②

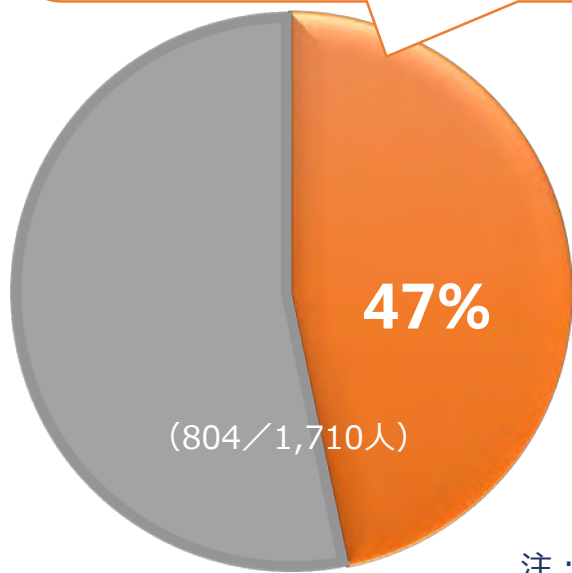
正当な通報等を行ったことを理由として、通報者が事業者から不利益な取扱いを受ける事案も散見される。

| 事件年月日 | 通報の経路 | 通報内容 | 不利益取扱いの内容 |
|-----------------------------|--------------------------|--|--|
| 京都地決H19.10.30 (労判955-47) | 従業員⇒警察 | 白タク行為(道路運送法違反)等 | 雇止め |
| 大阪高判H21.10.16 | 従業員⇒法務局 | 司法書士(労務提供先)の非弁行為(弁護士法違反) | 通報の際の資料持出しが違法であることを自認する旨の文書への署名の強要、職場での疎外等 |
| 徳島地判H22.9.17 | 従業員 ⇒労働基準監督署 | 休日の割増賃金の不払い等(労働基準法違反) | 休日業務の差別的割当て |
| 最決H24.6.28 | 従業員 ⇒労務提供先 | 上司による取引先従業員の不当な引抜き行為 | 業務上の必要性とは無関係の配転命令 |
| 東京高判H26.5.21 (労経速2217-3) | 従業員 ⇒労務提供先 | 病院(労務提供先)における厚労省ガイドラインに反する歯科医師の医科麻酔科研修 | 希望する業務の担当からの排除 |
| 東京地判H27.1.14 (労経速2242-3) | 従業員⇒保健所 | 食中毒発生のおそれ(食品衛生法違反) | 解雇 |
| H23.10月報道 | 代表取締役 ⇒違法行為に関与していた取締役 | 粉飾決算(損失計上の先送り等) | 代表取締役解任 |

不利益取扱いに対する行政対応・刑事罰③

- ・勤務先の不正についての最初の通報先として、勤務先以外（行政機関や報道機関等）を選択する割合は、約半数に上る。
- ・主な理由は「十分対応してくれない」「不利益を受けるおそれがある」。

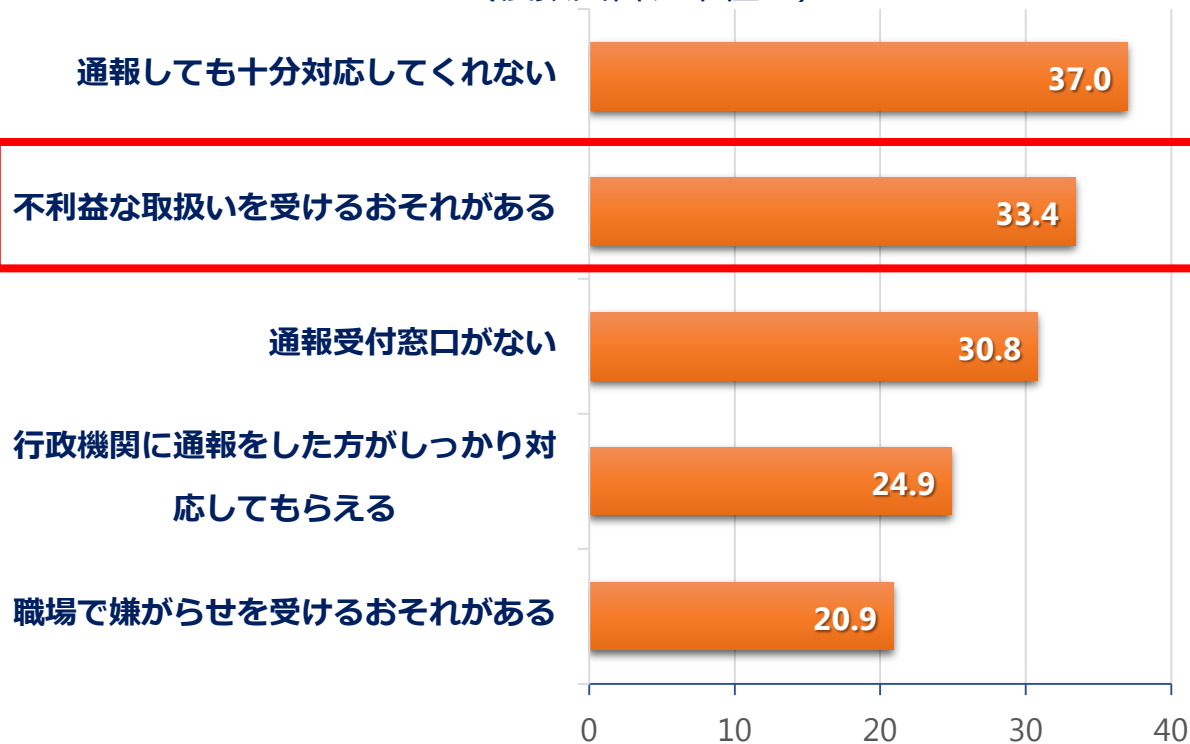
勤務先の不正を知った場合の最初の通報先として、“勤務先以外（行政機関、報道機関等）を選択する”と回答した労働者の割合



内部通報窓口有の場合：30%
内部通報窓口無の場合：61%

最初の通報先として勤務先以外を選択する理由

(複数回答、単位%)

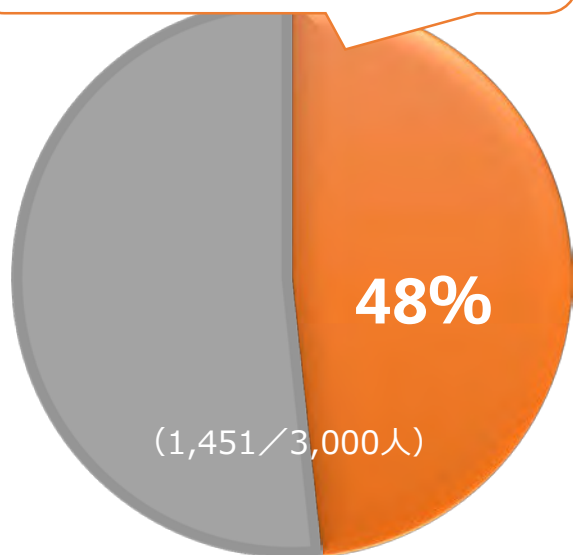


注：労務提供先で不正行為がある（あった）ことを知った場合、労務提供先、行政機関、報道機関等に通報・相談すると回答した労働者（1,710人/3,000人）に対する質問。

不利益取扱いに対する行政対応・刑事罰④

通報したことが知られ、不利益取扱いを受けることをおそれて通報しないとする者も多く、通報に関する秘密保持に対する懸念が、通報を躊躇させる可能性もある。

勤務先の不正を知った場合、**“通報・相談しない”**と回答した労働者の割合



勤務先の不正を知った場合に通報しない理由

(複数回答、単位%)



出典：「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」（消費者庁）

注：どこにも通報をしないと回答をした者（1290人）のほか、労務提供先に通報後、是正されなかった場合に行政機関等に通報しないと回答した者（161人）も含む。

不利益取扱いに対する行政対応・刑事罰⑤

公益通報者保護制度相談ダイヤルの概要

- ・消費者庁消費者制度課に設置
- ・相談員1名(複数の相談員が日替わりで対応)
- ・公益通報者保護法に関する相談、各種ガイドラインに関する相談、通報先(処分等の権限を有する行政機関)に関する相談等、制度に関する相談の受付(個別事案に対して個別具体的な判断や回答は行わない)
- ・平成25年1月から平成29年12月までに3,214件の相談(通報制度に関連しないものを除く)

相談主体・内容の内訳(平成25年1月～平成29年12月)

| 全相談件数 (通報制度に関連しないものを除く) | 相談主体 | | | | うち個別事案を内容とする相談(※) |
|----------------------------|-----------------|----------------|-----------|----------|--|
| | 行政機関 | 民間事業者 | 法律専門家 | 個人(不明含む) | |
| 3,214件 | 1,010件 | 389件 | 74件 | 1,741件 | 2,142件 <small>うち不利益取扱いに関する相談が323件</small> |
| | 相談内容(重複あり) | | | | |
| | 法律・ガイドラインに関するもの | 通報への対応方法に関するもの | 通報先の問い合わせ | その他 | |
| | 1,411件 | 471件 | 949件 | 719件 | |

※ 通報者自身からの相談だけでなく、通報を受けた民間事業者や行政機関からの相談(例えば、行政機関等から寄せられる「・・・という通報があったがどのように対応すればよいか」といった相談)を含む。

不利益取扱いに対する行政対応・刑事罰⑥

不利益取扱いの内容

通報後に不利益取扱いを受けたという相談（323件）のうち、不利益取扱いの内容を確認したところ、解雇、解任といった契約上の地位の喪失や、精神的な不利益取扱いが最も多く、人事上の不利益取扱いがこれに続く（単位％）。

